

第18期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

●事業報告

会社の現況

直前3事業年度の財産及び損益の状況

主要な事業内容

主要な営業所及び工場

使用人の状況

主要な借入先の状況

その他会社の現況に関する重要な事項

株式の状況

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

●計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

第18期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

ステラファーマ株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

1. 会社の現況

(1)直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2022年3月期)	第 16 期 (2023年3月期)	第 17 期 (2024年3月期)	第 18 期 (当事業年度) (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	100,096	229,067	269,491	961,058
経 常 損 失 (△) (千円)	△764,088	△775,974	△760,208	△137,869
当 期 純 損 失 (△) (千円)	△767,719	△778,824	△763,749	△140,811
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△27円34銭	△26円97銭	△24円66銭	△4円22銭
総 資 産 (千円)	4,718,649	4,329,053	3,820,622	5,417,104
純 資 産 (千円)	3,079,623	2,752,502	2,377,012	3,207,485
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	107円39銭	91円51銭	75円90銭	94円26銭

(2)主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業内容	製品名
BNCT（ホウ素中性子捕捉療法）に使用されるホウ素医薬品の開発及び製造販売	ステボロニン [®]

(3)主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

本 社	大阪府（大阪市中央区）
研 究 所	大阪府（堺市中区）

(4)使用人の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43名（3名）	△1名（△2名）	47.7歳	7.4年

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(5)主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	766,780千円

(6)その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数

79,840,000株

(2)発行済株式の総数

34,034,100株

(うち自己株式5,107株を含む)

(注) 当事業年度における第4回新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数が2,750,600株増加しております。また、当社の中長期的な業績拡大と株価上昇、企業価値への貢献意欲を高めることを目的として、当社従業員を割当先とする譲渡制限付株式報酬制度の導入により、発行済株式の総数が58,000株増加しております。

(3)株主数

8,032名

(4)大株主

株主名	持株数	持株比率
ステラケミファ株式会社	11,450千株	33.65%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,482	4.36
野村信託銀行株式会社（投信口）	1,091	3.21
楽天証券株式会社	991	2.91
中村沢司	973	2.86
株式会社SBI証券	619	1.82
青山 馥	509	1.50
三菱UFJ eスマート証券株式会社	356	1.05
青山 英世	325	0.96
一般財団法人国際クラブ	300	0.88

(注) 持株比率は自己株式（5,107株）を除外して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1)当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日		2016年11月16日	2017年9月13日	2019年7月17日
新株予約権の数		890個	525個	2,341個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 89,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 52,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 234,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		金銭の払込は要しない	金銭の払込は要しない	金銭の払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり500円)	新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり500円)	新株予約権1個当たり 58,200円 (1株当たり582円)
権利行使期間		2018年11月17日から 2026年11月16日まで	2019年9月14日から 2027年9月13日まで	2021年7月18日から 2029年7月17日まで
行使の条件		新株予約権発行要項に定める権利行使期間の制約に加え、同要項に定める権利行使期間の開始日である2018年11月17日あるいは日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。(注)	新株予約権発行要項に定める権利行使期間の制約に加え、同要項に定める権利行使期間の開始日である2019年9月14日あるいは日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。(注)	新株予約権発行要項に定める権利行使期間の制約に加え、同要項に定める権利行使期間の開始日である2021年7月18日あるいは日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。(注)
役員の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 890個 目的となる株式数 89,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 525個 目的となる株式数 52,500株 保有者数 3名	新株予約権の数 2,341個 目的となる株式数 234,100株 保有者数 3名

(注) ①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会がその決議をもって特に認める場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

③その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2)当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1)名称 EY新日本有限責任監査法人

(2)報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,100千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,100千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等を確認した上で、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3)非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査等委員会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ)当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催しております。

(ロ)当社は、「取締役会規程」において、①重要な財産の処分、②多額の借財及び債務保証等の重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定しております。

(ハ)当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は監査等委員会が定めた監査方針に基づき、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。

(ニ)社会規範、倫理及び法令等の厳守により、公正かつ適切な経営の実現を図るため、「コンプライアンス規程」、「ステラファーマ倫理規程」及び「不正研究防止に関する規程」を定めております。取締役は、経営理念及び諸規程に従い企業倫理の遵守を率先垂範し、従業員への周知徹底を図っております。

(ホ)当社は、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを徹底し、コンプライアンス体制の維持向上を図るとともに、コンプライアンス委員会事務局が中心となり、職階毎の教育実施を通じて、コンプライアンスについての社内啓蒙を行っております。

(ヘ)当社は、取締役社長が内部監査担当者を任命し、内部監査担当者は、当社各部門の監査を行い、各部門の法令・社内規程等の遵守状況を取締役社長及び監査等委員会に報告しております。

(ト)当社は、「公益通報者保護規程」を制定し、当社における法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報システムとして活用しております。

(チ)当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ)取締役の職務の執行にかかる記録（取締役会議事録、各種決裁書等）については当社の「文書管理規程」及び「文書保存規程」に従い、適切に管理及び保存を行っております。

(ロ)企業秘密については、「情報管理規程」「機密情報管理規則」ほか各種規程に従い、秘密性の程度に応じて適切に管理しております。

(ハ)個人情報については、「個人情報保護規程」及び「特定個人情報・雇用管理情報管理規程」に基づき厳重に管理しております。

(ニ)取締役の職務の執行に関する文書は、取締役又は監査等委員会から閲覧の要請があった場合には、要請を受けた日から2日以内に当社において閲覧が可能な方法で保管しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

次の方策実施により、当社に重大な影響を与える事態の発生防止に努力するとともに、万一不測の事態が発生した場合には、損害・影響等を最小限に留めるべく一層の体制強化を図っております。なお、危機管理については際限なしとの認識のもとに既存体制・制度・規程等の見直しは、継続して行っております。

(イ)「リスクマネジメント規程」のほか、「経営危機管理規程」等リスク管理に関する各種規程類を整備しており、厳格な運用を行っております。また、必要規程の制定並びに既存規程の見直しを積極的に行い、現状に適合した内容に維持・管理しております。

(ロ)「リスクマネジメント規程」に定める全社リスクに対応するため、リスクマネジメント委員会を設置しているほか、労働安全等の個別リスクに対しては、専門委員会を設け、規程の制定及び研修等を行うとともに、会議体での報告等を通じてリスク管理を行っております。

(ハ)有事の場合には、「大規模災害緊急対応規程」に従い、対策本部を設置し、遅滞なくトップマネジメントを始めとする関係者に連絡され、対処できる体制を整備するとともに、常に機能するよう教育訓練等を計画的に実施しております。

(ニ)内部監査の内容と頻度を充実させ、モニタリング機能を強化しております。

(ホ)取締役会、経営会議及びその他重要な会議にて、業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行っております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)「取締役会規程」「業務組織の分掌と決裁権限に関する規程」ほか関係する規程の整備を行い、取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保する体制を整えております。

(ロ)取締役会は、広範囲の業務部門を監督するために、各業務部門を管掌する担当役員を設け、それぞれの担当役員が業務執行を監督することにより、業務執行監督機能を強化しております。

(ハ)原則として月1回開催の取締役会のほか、役員・部門長等で構成する経営会議及び部門長会の開催により、迅速で効率的な意思決定を行っております。

⑤監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(イ)取締役会は、監査等委員会からの提案により、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことができることとしております。

(ロ)監査等委員会の職務を補助すべき使用人の異動等人事に関する事項は、事前に監査等委員会の同意を得ることとしております。

⑥当社の取締役、使用人等が当社監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(イ)取締役及び社員は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、次の事項を発見次第直ちに報告することとしております。

(i)会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

(ii)会社の業務又は財産に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財産上の事実

(ロ)監査等委員会は、必要に応じいつでも取締役及び社員に、報告を求めることができることとしております。

(ハ)取締役及び社員は、監査等委員会から業務に関して報告を求められた場合、遅滞なく報告することとしております。

(ニ)監査等委員は、取締役及び社員から報告を受けた場合、その他の監査等委員に速やかに報告することとしております。

(ホ)取締役社長は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査等の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換しております。

(ヘ)監査等に必要な情報が、監査等委員会にスムーズに伝達される体制整備を行うとともに、監査の重要性が一層認知される組織風土をつくるようにしております。

(ト)当社は、取締役社長が内部監査担当者を任命し、内部監査担当者は、当社各部門の監査を行い、各部門の法令・社内規程等の遵守状況を取締役社長及び監査等委員会に報告することとしております。

⑦当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った者に対する不利益な取り扱いの禁止を内部通報に関する社内規程において定めております。

⑧当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(イ)当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きについては、監査等委員の請求に従い円滑に処理を行っております。

(ロ)当社は、監査等委員が必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を負担しております。

(ハ)当社は、監査等委員がその役割・責務に対する理解を深めるため必要な知識や適切な更新等の研鑽に適合した研修等にかかった費用について負担しております。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンス体制に関する取り組み

当社は、当社の従業員に対し、コンプライアンスについて社内研修及び教育を行うことにより、法令及び社内規程等を遵守するための取り組みを継続的に実施しております。また、コンプライアンス規程を根拠として、コンプライアンス委員会を定期的開催し、法令及び社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じてコンプライアンス体制を見直しております。

②情報の保存・管理体制に関する取り組み

当社は、取締役会等の主要会議の議事録、決裁書類、会計書類その他の業務執行に関する文書について、文書管理規程及び文書保存規程に基づき、法令等に準拠した適切な保存期間を設定し、文書その他の情報を適切に保存・管理しております。また、これらの情報については、全ての取締役及び監査等委員会が必要に応じて閲覧できるようにしております。

③リスク管理体制に関する取り組み

当社は、経営危機管理規程を定め、リスクの特定及び対応策の策定並びに定期的な見直しを行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、リスクマネジメント規程を根拠として、リスクマネジメント委員会を定期的開催し、リスク管理の状況について適宜審議した上で、リスクの低減に必要な体制を構築しております。

④取締役の職務の執行に関する取り組み

当社の取締役会は、監査等委員である社外取締役3名を含む取締役7名が出席した上で開催しており、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行を監督しております。

⑤監査等委員の職務の執行に関する取り組み

監査等委員は、取締役会に出席するとともに、取締役と対話を行い、内部監査担当者・会計監査人と連携し、取締役の職務の執行状況を監査しております。

⑥内部監査の実施に関する取り組み

取締役社長が任命する内部監査担当者は、内部監査実施計画書に基づき、当社の各部門の業務執行の監査を実施しております。また、内部監査の結果は、全て取締役会で報告され、取締役社長による改善指示を行うことで必要な改善に取り組んでおります。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上によるキャピタルゲインと剰余金の配当による株主への還元を重要な経営施策として位置付けております。一方で、医薬品の研究開発は、その期間が長期に亘るとともに、多額の先行投資を実施する必要があります。

現在、当社は「ステボロニン[®]」を事業基盤とすべく国内では適応疾患の拡大を図り、さらに米国や欧州、アジアを中心にグローバルに事業を展開していくことを最優先の経営課題として先行投資を進めており、会社法上、配当を行い得る財政状態ではありません。

今後、医薬品事業の収益力が安定し、相当の財政状態となった際には、新たな研究開発への投資、内部留保及び株主還元のバランスを検討した上で、配当の実施について適切に判断していくことを基本的な方針としております。また内部に留保された資金については、事業拡大のための研究開発、設備投資及び人材教育等に充当していく予定であります。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	2,938,110	195,722	－	195,722	△763,749	△763,749	△30	2,370,053
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	476,549	476,549		476,549				953,098
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)	12,586	12,586		12,586				25,172
減 資	△568,027	△195,722	763,749	568,027				－
欠 損 填 補			△763,749	△763,749	763,749	763,749		－
当 期 純 損 失					△140,811	△140,811		△140,811
自 己 株 式 の 取 得							△26	△26
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								－
当 期 変 動 額 合 計	△78,892	293,412	－	293,412	622,938	622,938	△26	837,432
当 期 末 残 高	2,859,218	489,135	－	489,135	△140,811	△140,811	△56	3,207,485

	新株予約権	純資産 合 計
当 期 首 残 高	6,959	2,377,012
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		953,098
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)		25,172
減 資		－
欠 損 填 補		－
当 期 純 損 失		△140,811
自 己 株 式 の 取 得		△26
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△6,959	△6,959
当 期 変 動 額 合 計	△6,959	830,473
当 期 末 残 高	－	3,207,485

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。
- ② 棚卸資産 主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 機械及び装置 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は7年です。
- ② その他の有形固定資産 定率法を採用しております。
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	6年～20年
- ③ 無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。
- ② 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ③ 株式報酬引当金 「事後交付型業績連動型譲渡制限付株式報酬制度」における取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末時点の株価を用いて計算し、計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、ホウ素医薬品の開発及び製造販売を行っております。

当社製品の販売については、顧客との契約に基づき、物理的占有を移転した時点で顧客が製品に対する支配を獲得するため、当該時点をもって、履行義務を充足する通常の時点と判断しております。

なお、国内販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、製品の出荷時点で収益を認識しております。

また、国外販売については、顧客による製品受領の確認をもって収益を認識しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債権債務

③ ヘッジ方針

当社は輸入取引及び輸出处取引に係る為替変動リスクを回避するために、デリバティブ取引に関する内部規程に基づき為替予約取引を行っております。そのため、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ取引の開始時から有効性判定時点までのヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、振当処理を行っている為替予約につきましては、有効性評価の判定を省略しております。

(6)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

②外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	66,520千円
無形固定資産	49,261千円
減損損失	－千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、BNCTに使用されるホウ素医薬品の開発及び製造販売事業のみであることから、独立したキャッシュ・フローを生成する最小単位として、全社を一つの資産グループとしております。当該資産グループについて、当事業年度において営業損益が継続してマイナスであることにより、減損の兆候があると判断しておりますが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

当社は、取締役会で承認された事業計画を基礎として、割引前将来キャッシュ・フローを見積もっております。将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、主要な資産の経済的残存使用年数、将来の薬価逓減率、中国市場における販売単価、想定患者数及び販売開始時期であります。

将来のBNCT症例数の変動や費用構造の変化等により、当該仮定に重要な影響が生じた場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 293,369千円

(2)関係会社に対する債権債務

①短期金銭債務	12,636千円
②長期金銭債務	148,473千円

(3)担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

現金及び預金	45,025千円
--------	----------

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	158,640千円
長期借入金	608,140千円
計	766,780千円

(4)財務制限条項について

当社は、株式会社三井住友銀行をアレンジャー兼エージェントとして、金融機関3行が参加するシンジケートローン契約を締結しております。当該契約は、コミットメントラインとして1,500,000千円（トランシェA及びトランシェB）、従来からの借入金の借換えとして780,000千円（トランシェC）で構成されております。

当該契約による借入未実行残高は以下のとおりです。

コミットメントライン契約の総額	1,500,000千円
借入実行残高	—
差引額	1,500,000千円

また、当該契約では以下の財務制限条項が付されており、当該条項に定める遵守義務に抵触した場合、エージェントを通じた当社に対する通知により期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

- ① 2025年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、同末日におけるトランシェAの個別貸付未払金の元本合計金額に、トランシェCの個別貸付未払金の元本合計金額を加算した金額以上に維持すること。
- ② 2025年3月期末日及びそれ以降に到来する各四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される現金及び預金の金額を、同末日におけるトランシェAの個別貸付未払金の元本合計金額に、トランシェCの個別貸付未払金の元本合計金額を加算した金額以上に維持すること。

なお、当事業年度末において財務制限条項に抵触しておりません。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高

125,000千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	31,225,500株	2,808,600株	—株	34,034,100株

(注) 発行済株式の増加は、第4回新株予約権の行使による増加2,750,600株、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加58,000株であります。

(2)当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	59株	5,048株	—株	5,107株

(注) 自己株式の増加は、譲渡制限付株式の取得による増加5,000株、単元未満株式の買取りによる増加48株であります。

(3)当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

888,800株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、主に第三者割当による増資や金融機関からの借入等により必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金については、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は外貨建金銭債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

売掛金については、与信管理規程に基づき主要取引先の財務状況について定期的にモニタリングを実施しております。同時に、債権管理規程に基づき主要取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

有価証券については、資金運用管理規程に基づき一定水準以上の格付けをもつ発行体のみを投資対象とするとともに、当該発行体の財務状況について定期的にモニタリングを実施し、発行体の信用リスクの悪化等が予見される場合には、速やかに対応方針を決める体制を採っております。

未払金のうち外貨建未払金については、経理部門が為替動向を随時把握し、適切に管理しております。なお、預り保証金は、輸出取引に係る保証金であります。

借入金の使途は、研究開発計画等に係る支出であり、経理部門が適時に資金計画を作成、更新することにより、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクを管理しております。長期末払金は、主に知的財産権の譲受に係る譲渡対価の分割支払であり、その他関係会社に対するものであります。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引に関するリスク管理方針に基づき、適切にリスク管理を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）ヘッジ会計の方法をご参照ください。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金（1年内支払予定の長期末払金を除く。）については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、為替変動リスクのヘッジのために用いるデリバティブ取引は、振当処理によっており、ヘッジ対象とされている未払金と一体として処理されているため、その時価は当該未払金の時価に含めております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
① 1年内返済予定の長期借入金	(158,640)	(162,731)	(4,091)
② 1年内支払予定の長期末払金	(12,636)	(12,399)	(△236)
③ 長期借入金	(608,140)	(594,835)	(△13,304)
④ 長期末払金	(148,473)	(129,401)	(△19,071)
⑤ 預り保証金	(1,000,000)	(992,161)	(△7,838)
⑥ デリバティブ取引	—	—	—

※負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
1 年内返済予定の長期借入金	—	(162,731)	—	(162,731)
長期借入金	—	(594,835)	—	(594,835)
長期未払金及び 1 年内支払予定の長期未払金	—	(141,800)	—	(141,800)
預り保証金	—	(992,161)	—	(992,161)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金及び 1 年内返済予定の長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期未払金及び 1 年内支払予定の長期未払金並びに預り保証金

これらの時価は、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているものの時価については、取引先金融機関等から提示された価格等によっております。ただし、為替予約取引の振当処理によるものはヘッジ対象とされている外貨建金銭債権債務と一体として処理されているため、その時価を当該債権債務の時価に含めております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	3,471千円
株式報酬費用	1,516千円
賞与引当金	90千円
株式報酬引当金	1,084千円
資産除去債務	1,272千円
退職給付引当金	18,606千円
繰越欠損金	1,812,493千円
繰延税金資産 小計	1,838,536千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,812,493千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△26,042千円
評価性引当額 小計	△1,838,536千円
繰延税金資産 合計	—千円
繰延税金負債 合計	—千円
繰延税金資産の純額	—千円

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布されたことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この税率の変更による繰延税金資産及び法人税等調整額への影響はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合	関連当事者との 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
そ の 他 の 関 係 会 社	ステラケミファ 株式会社	被所有 直接 33.65%	当社医薬品の 原材料の製造	特許、ノウハウ の取得	—	未 払 金	12,636
						長期未払金	148,473
				原材料の仕入	125,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 特許、ノウハウの取得対価は、外部の無形資産価値算定結果等を参考にしております。
- (2) 原材料の仕入に対する対価は、ステラケミファ株式会社との独占的取引基本契約により決定しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは、医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益の分解情報については、以下のとおり、顧客の所在地別に記載しております。

(千円)

	医薬品開発事業
日本	331,089
海外	629,969
顧客との契約から生じる収益	961,058
その他の収益	—
外部顧客への売上高	961,058

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、履行義務に対する対価は、支払条件により短期間で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産の残高等

該当事項はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

予想契約期間が1年を超える契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 94円26銭
- (2) 1株当たりの当期純損失 4円22銭